

【高齢者の金銭管理等は!】

★

金銭管理等については、高齢者等が日常生活で困る問題の一つとして考えてられています。親の判断力が落ち、日常の金銭管理等ができなくなってきた場合、同居していれば対処方法もありますが、別居している場合は、親の生活と財産をどう続けて管理していくのかが問題となってきます。

高齢者世帯、一人暮らしの場合には、判断能力があるときに将来の金銭管理等を明確にしていくことが必要だと最近は特に言われています。

(1) 財産の把握

- ・知っているようで、はっきりと知らないのが財産
- ・必要な家族が理解できるように整理、文書化
- ・整理内容（動きがないかの確認が必要）
 - ①定期預金、大口の債権、株券、生命保険や傷害保険など（証書類は、必要事項を記録）
 - ②預貯金（金融機関の名称、口座番号、額面、定期預金の満期日、残高を記録）
 - ③債権（債権番号、額面などを記録）
 - ④年金の受給額
- ・資産が多い場合は財産管理を専門家に依頼
- ・公共料金など口座振替ができるものは口座振替
- ・まとめ払いが可能なものはまとめて先払い（趣味のサークル費や町内会費）
- ・領収書のチェックを必ず
 - ①払い忘れ、金額の正当性チェック
 - ②不要なものを買い込んでいないかの確認

悪徳商法に引っかかっていたら、即座にクーリング・オフの手続き

(2) 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

- ①福祉サービスを利用する際の手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い、大切な書類の管理などを行う制度です。
- ②対象者は、次のいずれにも該当する方
 - ・判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方「療育手帳や精神保健福祉手帳を持っている方、認知症の診断を受けている方々」）
- ③都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）で実施

- ④事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準
- ・福祉サービスの利用援助
 - ・苦情解決制度の利用援助
 - ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

○上記に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準

- ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

⑤利用希望者は、社会福祉協議会に対して申請(相談)

⑥社会福祉協議会は、利用希望者の生活状況や希望する援助内容を確認するとともに、事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行います。

⑦社会福祉協議会は、利用希望者が事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約締結されます。

なお、支援計画は、利用者の必要とする援助内容や判断能力の変化等利用者の状況を踏まえ、定期的に見直されます。

⑧契約内容や本人の判断能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適性な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっています。

⑨社会福祉協議会が定める利用料を利用者が負担します。

(参考)実施主体が設定している訪問1回あたり利用料 平均1,200円

ただし、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については、無料となっています。

※事業の利用に関するご相談等は、お住まいの市町村の社会福祉協議会で行っています。

⑩事業の具体的サービス内容

- ・福祉サービスの利用手続き援助
- 福祉サービス利用料の支払い
- 通知の確認援助

- 苦情申立に関する援助
- 日常の金銭管理サービス
- 年金の受領確認
- 手当ての受領確認
- 日常的な生活費に要する預貯金の払戻
- 医療費の支払い
- 公共料金の支払い
- 家賃や地代の支払い
- 税金の支払い
- 書類などの預かりサービス
- 普通預金通帳
- 定期預金通帳
- 保険証書
- 不動産権利書
- 実印、印鑑登録カード
- 銀行届出印
- 貸金庫の鍵